

第 36 事業年度（平成 13 年度）事業計画

基本方針

我が国の経済社会が重大な転換期の真ただ中にあることを十分に認識し、公認会計士及び当協会の信頼を獲得するため、公認会計士制度 50 周年アピール宣言で誓った、自己改革、制度改革、社会貢献を強力に推進し、必要な施策を着実に積み上げていく。

当事業年度の重点施策

1. 新しい国内会計基準設定主体への全面的協力
2. 監査制度の国際的展開への積極的対応
3. 公会計、非営利部門の会計・監査制度の整備への積極的取組み
4. 公認会計士法及び会社法等改正問題に対する適切な対応
5. 職業倫理の保持高揚のための諸施策の実施
6. 継続的専門研修制度義務化への積極的取組み
7. 監査業務の質的向上のための品質管理レビューの実施
8. IT 対応の積極的推進
9. 内外に対する積極的な広報活動の展開
10. 信頼のシンボルとしての新会館の有効な活用と財政の健全な運営

事業の大綱

1. 新しい国内会計基準設定主体に全面的に協力する。
2. 新体制の国際会計基準委員会（IASB）の活動への積極的対応とその調整を行う。
3. 国際監査実務委員会（IAPC）をはじめとする国際的監査基準の設定プロセスの変化に積極的に対応する。
4. 公正な経済社会の確立と発展に貢献する観点から、公的部門や非営利部門に積極的に取り組む。
5. 社会的要請に十分に対応できる公認会計士制度のあり方につき、公認会計士法の改正をはじめ法制上の建議その他の施策を講ずる。
6. 商法、有限会社法等の改正問題について適切な対応を行う。
7. 職業倫理について、その一層の保持高揚を図るための施策を講ずる。
8. 職業的専門家としてのさらなる資質の維持・向上のため、義務化に向け継続的専門研修制度の充実を図る。
9. 監査業務の品質維持・向上のため、品質管理レビュ

ー実施体制の確立を図る。

10. 公認会計士業務並びに当協会の活動に対する社会からの適切な理解を得るため、海外を含む積極的な広報・出版活動を行う。
11. 財政の健全化のため、財政構造の抜本的な見直しを行う。
12. 新会館を協会事業の活動拠点として有効に活用する施策を講ずる。
13. 監査業務の審査、指導及び監督機能の機構を整備し、その充実を図る。
14. 社会経済の変化と公正な監査慣行とを踏まえ、監査の実務規範の検討を行う。
15. 社会経済の変化と公正な会計慣行とを踏まえ、会計処理基準のあり方についての調査・研究を行う。
16. 国際会計士連盟（IFAC）等の関係国際機関の諸活動に積極的に参画し、国際社会の一員としての責務を果たすとともに、我が国としての確固たる地位を築くための諸施策について主体的に取り組む。
17. 会計専門職業サービスの自由化問題に的確に対応する。
18. 監査、会計、租税、MCS 等会員の業務について専門的な調査研究を推進し、相談・調査・審理等の機能を充実して、会員に対し的確な情報の提供を行うとともに、必要に応じ提言を行う。
19. 協会データベースの的確な運営のための諸施策を講ずる。
20. 公認会計士（個人事務所、共同事務所、監査団を含む。）及び監査法人が、本来保持されるべき秩序に配慮し、特色を十分に発揮して、その努力と切磋琢磨により幅広く業務が実施し得るよう対応を図る。
21. 社会のニーズに則した後進の確保・育成のための諸施策を講ずる。
22. 現状及び将来を展望した上での事業活動の質的向上と効率化を図るため、協会の業務改革及び機構改革について検討する。また、会員福利の向上のために必要な施策を講ずる。
23. 本部と地域会における業務の適切な分担により、連携の強化と全体運営の効率化を図る。

